

フィンランド

団体標章法

1993年1月25日法律第40号により改正された1980年12月5日法律第795号

目次

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

## 第1条

団体は、当該団体の構成員が自らの職業活動で使用すべき商標(組合標章)についての排他的権利を商標法(7/64)による登録若しくは使用を通して取得することができる。

上記の排他的権利はまた、組合標章として使用される他のシンボルについても、使用を通じた当該標章の確立によって取得することができる。

商品、サービスを検査若しくは監督すること又はそれらに関する指令を発することを任務とする公的機関、協会その他の組織は、そのような管理若しくは監督の対象となる商品やサービスに対して使用すべき特別の標章(管理標章)についての排他的権利を登録を通して取得することができる。本法にいうこれらの標章を併せて団体標章と称する。

## 第2条

本法に別段の規定がある場合を除いて、商標法の規定が団体標章に準用されるものとする。

## 第3条

団体標章の登録出願には、団体の規約及び標章使用規則の他、組合、協会その他関係組織の登録簿からの又は出願団体の活動分野に関するその他の報告書からの必要な抜粋を提出する必要がある。

第1段落に述べる標章使用に関する規則に変更がされた場合は、当該変更を特許庁に報告しなければならない。

## 第4条

団体標章の譲渡は申請に基づいて登録を受けることができる。ただし、当該譲渡によって、公衆に誤解を生じさせる虞がある場合はこの限りでない。

管理標章の登録の有効期間が満了した場合は、その標章は当該標章を所有する資格ある団体のためにのみ再度登録することができる。

## 第5条

商標法(第26条第1段落から第3段落まで)に規定する場合に加え、団体標章の登録は、標章権者がその活動を終了した場合、標章権者が第3条に述べる標章使用規則に反する態様で標章の使用を許可した場合、及び標章使用規則の変更が特許庁に報告されなかった場合にも取り消すことができる。

登録によって損害を被る者は当該登録取消の訴を提起することができる。そのような訴は、公訴官、通商産業省が指定する機関、その他関係の職種や産業若しくは消費者の利益を代表する任を負う機関も提起することができる。

## 第6条

団体標章侵害事案においては、標章権者のみが原告となることができる。標章権者はまた、団体標章ライセンスを有する者の被った損害を含め、損害の補償請求を行うこともできる。

## 第7条

本法施行に関する詳細は必要に応じ規則で定める。

## 第8条

本法は1981年3月1日から施行される。本法は1964年1月10日に公布された商標法第10章に代わって施行される。